

No. 1 都市再生特別地区の変更に関する案件概要

議第 1389 号 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更

都市再生特別地区（みなとみらい21中央地区52街区地区）

（太枠内を追加）

種類	面積	建築物 その他 の工作 物の誘 導すべ き用途	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物 の建築 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の最高 限度	壁面の 位置の 制限	備考
都市再生特別 地区 （みなとみら い21中央地 区52街区地区）	約 1.6ha	—	88/10	10/10 ※1	8/10 ※2	2000㎡ ※1	区域ア 180m 区域イ 40m 区域ウ 16m 区域エ 10m 区域オ 5m ※1	計画図 表示の とおり ※1	

※1 除外規定あり ※2 緩和規定あり

（所要の改正）

建築基準法の一部改正（項ずれ）に伴い、次の当該部分の改正をします。

（下線太字を変更）

		新（変更後）	旧（変更前）
都市再生特別 地区 （横浜駅西口 駅前地区）	建築物の 建蔽率の 最高限度	（略） ただし、建築基準法第 53 条第 6 項 第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とする。	（略） ただし、建築基準法第 53 条第 5 項 第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とする。

（内容）

本案件は、令和 5 年 3 月 1 日に、都市再生特別措置法第 37 条に基づく都市計画提案として提案書を受理しました。

本提案について、「横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」等の本市のまちづくりの方針や都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域の趣旨及び本地区の特性などを踏まえ、総合的に評価した結果、都市計画の変更を行う必要があると判断しました。

そのため、都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針等の上位計画を踏まえ、本地区の国際競争力の強化を図るため、都市再生特別地区を変更します。